

【重要】新型コロナウイルス感染防止に対する弊社の取組

- フラー観光では安心してご参加頂くために、日本旅行業協会が発表した「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン」を基準に対策を行います。
- ドライバー、添乗員は原則としてマスクを着用して対応させていただきます。
- 出来るだけ間隔を空けてご着席頂けるよう(乗車定員の50%以下)に制限させていただきます。
- 利用するバス会社には車内消毒の励行及びバス車内への消毒液の設置、走行中の車内換気装置の作動、また、バス待機中は定期的な車内換気を要請しております。ホテル、食事場所などの施設につきましては、各業種別ガイドラインに沿って適切な感染防止対策を行っている事業者を利用します。
- お客様ご自身の体調管理、マスク着用、手洗い、咳エチケット等の励行をお願いしております。また、熱・風邪症状が有る場合、状況によっては参加の自粛を要請させていただく場合もございます。ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

旅行条件(抜粋)

本旅行条件は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部になります。
この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

募集型企画旅行契約

この旅行は、フラー観光株式会社（以下「当社」という）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結する事になります。又契約の内容・条件は、募集広告（パンフレット等）の各コースごとに記載されている条件のほか、下記条件、最終旅行日程表及び当社の募集型企画旅行約款によります。

1.旅行の申込み及び契約成立

(1)お申込書に所定の事項を記入の上、下記のお申込金（お一人様につき）を添えてお申込みいただきます。お申込金は旅行代金・取消料又は違約料の一部として取扱います。
(2)当社は、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段によるお申込みを受けます。この際ご予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内（当社の定めた期間内に）お申込書とお申込金を提出していただきます。

この期間内にお申込金を提出されない場合、当社はお申込みがなかったものとして取り扱います。

(3)募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、お申込金を受理したときに成立するものとします。

(4)申込金（お一人様） 5,000円

2.旅行代金のお支払い

旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当たる日より前にお支払いいただきます。旅行開始の前日から起算してさかのぼって14日目に当たる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が定める期日までにお支払いいただきます。

3.旅行代金の適用

(1)参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金満6歳以上（航空機利用コースは満3歳以上）12歳未満の方は子ども代金となります。
(2)旅行代金は、各コースごとに表示してございます。出発日とご利用人数でご確認ください。

4.お客様による旅行契約の解除

(1)お客様はいつでも下記に定める取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

旅行契約の解除日		取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	①20日前から8日前までに解除する場合	旅行代金の20%
	②7日前から2日前までに解除する場合	旅行代金の30%
	③旅行開始の前日に解除する場合	旅行代金の40%
	④旅行開始日の当日に解除する場合	旅行代金の50%
	⑤旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合（途中離団を含む）	旅行代金の100%

5.お客様の交替

お客様は当社が承諾した場合のみ交替することができます。その際、手数料が生じる場合もあります。

6.当社による旅行契約の解除

次の場合は契約を解除することができます。（一部例示）

(1)旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき。
(2)お申込条件の不適合。
(3)病気、その他による団体行動への支障等、旅行の円滑な実施が不可能なとき。

7.旅行代金にふくまれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃、料金、宿泊費、食事代、旅行取扱料金及び消費税当諸税を含んでいます。なお、上記の経費はお客様のご都合により一部利用されなくとも払い戻しはいたしません。

8.旅行代金に含まれないもの

前第5項の他は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

(1)超過手荷物料金（各種運送機関で定められた重量・大きさ・個数を超える分について）
(2)クリーニング代、電報、電話代、ホテル・旅館等のメイド等に対する心付、その他追加飲食費等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料金。

9.旅行内容・旅行代金の変更

当社は、天災地変、気象状況、運送・宿泊機関等におけるサービス提供の中止など、当社の管理できない事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能または不可能となる恐れが極めて大きい場合は、当該旅行の実施を取りやめるか又はあらかじめ理由を説明して旅行日程、旅行サービスの内容その他募集型企画旅行契約の内容を変更することができます。

10.添乗員等

添乗員同行商品には全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービスの内容は、原則として書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従っていただきます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。

11.当社の責任及び免責事項

(1)当社または当社の手配代行者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。但し、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
(2)手荷物について生じた本項の損害については同項の(1)の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、一人15万円を限度として賠償いたします。

12.特別補償

当社は、お客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体、又は手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規定により一定の補償金及び見舞金を支払います。

13.旅程保証

(1)旅行日程に別に定める重要な変更が行われた場合は旅行業約款（募集型企画旅行契約）の規定により、その変更内容に応じて旅行代金の1%～5%に相当する額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償額は、旅行代金の15%を限度とします。

また、一旅行契約についての変更補償額が1,000円未満の場合は変更補償金は支払いません。

(2)当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等またはそれ以上の価値のある物品または旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

①旅行開始日または旅行終了日の変更

②入場する観光地または観光施設、その他の旅行目的地の変更

③運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更

④運送機関の種類または会社名の変更

⑤宿泊機関の種類または名称の変更

※ただし天災、暴動、などの不可抗力または、運送・宿泊機関の旅行サービス提供の中止などによる場合は当社は変更補償金を支払わないことがあります。

14.お客様の責任

お客様の故意または過失、法令もしくは公俗に反する行為、またはお客様が当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、そのお客様から損害の賠償を申し受けます。

15.個人情報の取扱い

当社は、旅行申込みの際に提出された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただきますが、お申込みいただいた旅行における運送・宿泊機関等が提供するサービスの手配・受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

16.旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2022年7月を基準としています。

また、旅行代金は2022年7月1日現在有効な運賃規則を基準としております。

17.詳しい旅行条件は係員におたずねください。